

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 2 4 号

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例
第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

2 3 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------	--

別表第 2 の 1 市長の項特定個人情報の欄に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 市長の項特定個人情報の欄、同表の 3 市長の項特定個人情報の欄、同表の 4 市長の項特定個人情報の欄、同表の 5 市長の項特定個人情報の欄、同表の 6 市長の項特定個人情報の欄、同表の 7 市長の項特定個人情報の欄、同表の 8 市長の項特定個人情報の欄、同表の 9 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 0 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 1 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 2 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 3 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 4 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 5 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 6 市長の項特定個人情報の欄、同表の 1 7 市長の項特定個人情報の欄、

同表の 18 市長の項特定個人情報の欄、同表の 19 市長の項特定個人情報の欄、
同表の 20 市長の項特定個人情報の欄、同表の 21 市長の項特定個人情報の欄、
同表の 22 市長の項特定個人情報の欄及び同表の 23 市長の項特定個人情報の
欄に次のように加える。

住登外者宛名情報であって規則で定
めるもの

別表第 2 に次のように加える。

24 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。